

(様式第 1 号)

(表)

テクノプラザ愛媛利用許可申請書						
年 月 日						
公益財団法人えひめ産業振興財団 理事長 三 好 賢 治 様						
(団体にあっては、所在地)						
住 所 _____						
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)						
(申請者) 氏 名 _____						
電話番号 _____						
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで					
利 用 目 的						
利 用 予 定 者	名					
利 用 施 設	☐テクノホール（全体、半分） ☐一般研修室（全体、半分） ☐特別会議室 ☐一般会議室（全体、半分、1/4） ☐中会議室 ☐小会議室 ☐共同研究室 ☐本館インキュベート・ルーム ☐別館インキュベート・ルーム（A～H室） ☐別館インキュベート・ルーム（I室） ☐本館プレインキュベート・ルーム ☐コワーキングスペース ☐ポスト ☐ロッカー ☐倉庫 ☐第2駐車場 ☐第4駐車場 （詳細は、裏面のとおりの。）					
利 用 形 態 （面積、台数等）						
利 用 責 任 者	住所		氏名		電話 番号	
(備考)						

注 1 □のある欄は、該当する□の中に **レ**印を付してください。

2 インキュベート・ルーム等新規利用希望の方は、別紙「新規入居希望者用」を提出してください。

3 インキュベート・ルーム等継続利用希望の方は、別紙「継続入居希望者用」を提出してください。

4 インキュベート・ルーム等利用希望の方は、愛媛県税を滞納していない旨を示した証明書を添付してください。

5 コワーキングスペース等新規利用希望の方は、誓約書（様式3）及び別紙「コワーキングスペース等新規利用希望者用」を提出してください。

6 利用許可申請書その他提出された全ての書類は、返却しません。

(裏)

施設名	利用開始日時	利用終了日時
テクノホール (全体・半分)		
一般研修室 (全体・半分)		
特別会議室		
一般会議室 (全体・半分・1／4)		
中会議室		
小会議室		
共同研究室 (面積 m ²)		
本館インキュベート・ルーム (面積 m ²)		
別館インキュベート・ルーム (A～H室) (面積 m ²)		
別館インキュベート・ルーム (I室) (面積 m ²)		
本館ブレインキュベート・ルーム (面積 m ²)		
コワーキングスペース		
ポ ス ト		
ロ ッ カ ー		
倉 庫 (面積 m ²)		
第 2 駐 車 場 (台数 台)		
第 4 駐 車 場 (台数 台)		
(備考)		

コワーキングスペース等利用申込書

年 月 日提出

利用希望者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	〒
	連 絡 先	電話番号： E-mail：
	勤務先／学校名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	
利用目的	内 容	
	利用オプション	☐ ポスト ☐ ロッカー
希望支援内容	専門家による 支援の希望	有 ・ 無
	○支援希望分野：複数選択可 事業計画・資金調達・技術開発・マーケティング・販路開拓・法人化 その他（ ）	
	○具体的内容	
特記事項	(利用申込に当たり特に申告したい事項、ご意見・ご要望など自由にご記入ください。)	

・身分証明書の写しを添付のうえ提出すること。

(コワーキングスペース等利用申込書別紙)

利用者一覧

個人 ID	(ふりがな) 利用者氏名	電話番号	複合機利用	備考

※利用許可証に使用する写真データを添付ください。

大きさ、形式は問いません（スマートフォンで撮影したもの、証明写真をスマートフォン等で撮影したもの、PDF 化したもの等）。顔がはっきりわかるものを添付してください。

記入例

個人 ID	(ふりがな) 利用者氏名	電話番号	複合機利用	備考
	ざいだん たろう 財団 太郎	090-1111-2222	○ 複合機利用希望 の方は記入	□□□□ ID カードの暗証番 号数字 4 桁を記入

(様式第3号)

コワーキングスペース等利用誓約書

年 月 日

公益財団法人えひめ産業振興財団

理事長 三 好 賢 治 様

住 所

企業名(個人名)

代表者

当方(私)は、テクノプラザ愛媛コワーキングスペース等の入居に際して、テクノプラザ愛媛管理条例、テクノプラザ愛媛管理運営要綱、テクノプラザ愛媛コワーキングスペース等利用者規程を遵守するとともに、下記項目に該当しないことを誓います。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合、利用許可が取り消されることになっても意義はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 暴力団（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である。
- 2 事業所の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている。
- 3 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 6 愛媛県税を滞納している。
- 7 その他各種法令に違反している。